

Ⅲ.-5:122 条 譲受人と利益を受領した譲渡人の競合

債務者がⅢ.-5:108条（債権の譲渡性と契約による譲渡禁止の効果）第2項a号又はⅢ.-5:119条（債権者でない者に対する履行）第1項の定めにより債務を免れるときは、譲受人が譲渡人に対して利益の償還を求める権利は、その利益が譲渡人によって保持されており、かつ、譲渡人のその他の財産から合理的に識別することができる限りにおいて、競合する債権者の債権に優先する。

コメント

本条で述べている2つの場合において、譲渡人は、譲受人に当然に支払われるべき価値変形物を受け取るが、債務者は完全に免責される。譲受人は、譲渡人に対して、不当利得に基づいてその価値変形物に対する権利を有しているが、それはたんに債務の履行請求権にすぎず、譲渡人の他の債権者に対する優先権を与えるものではないはずである。本条は、他の債権者に対するきわめて限定的で一般的にはむしろ過渡的な優先権を与える。本条が適用されるのは、譲渡人に支払われた価値変形物が[p.1078]譲渡人に保持され、譲渡人の他の財産から分離されて特定できる場合に限られる。

ノート

1. 本条が採用している解決は、国際取引における債権譲渡に関する国際連合条約24条で使われている解決と似ている。価値変形物に対する譲受人の権利は、その価値変形物が譲渡人の財産の中で分離されて特定できる限りで、譲渡人の債権者の権利のような競合する権利に対して優先する。ベルギー法では、金銭の支払の場合、譲受人は譲渡人の無担保債権者であり、優先権を持たない。ただし、支払が別段口座にされた場合はこの限りでない。
2. これとは対照的に、ドイツ法は、不当利得の規定による債権的な救済のみを定めている。ドイツ民法816条2項を参照。